## 問合せへの回答について

文化庁参事官(芸術文化担当)付新文化芸術創造活動推進室

「生徒やアマチュアを含む地域の文化芸術関係団体・芸術家によるアートキャラバン」運営業務について、7月7日までにお問合せいただいた件に対して、下記のとおり回答いたします。

記

## 【6月30日回答内容(Q1~Q5)】

- Q1 企画提案者としての募集対象は公演や展示・展覧会等を運営する各地域の文化芸術団体か。
- A1 本事業に参画する文化関係団体、芸術団体、行政関係者等と連絡調整を 行いながら、全国25程度の地域で公演や展示・展覧会等を実施する事業 として企画提案が可能な芸術団体又は複数の芸術団体を構成員とする統括 団体を想定している。
- Q2 芸術家だけでなく地域も参加できる企画内容を想定しているのか。
- A2 事業の企画・実施にあたっては、プロの芸術家や芸術団体のみならず、事業を展開する地域の文化関係団体や自治体等とも連携・協力体制を確保しつつ、文化関係団体、生徒やアマチュア等、広く参加者を募る企画内容とすること。
- Q3 どの期間の事業執行に係る経費が対象となるのか。
- A3 委託契約日~令和3年3月31日の事業執行に係る経費が対象となる。
- Q4 公演等の実施に必要な経費は全て対象となるのか。
- A4 仕様書や文化庁委託事業実施要領等に計上可能な経費を記載しているのでご確認いただきたい。
- Q5 チケット収入が発生しても良いのか。
- A5 事業実施に伴い収入が発生することは問題ないが、委託業務終了後、適切に文化庁に報告すること。なお、委託費の額については、委託業務に要した決算額に充当した委託費の額と委託契約締結時の額のいずれか低い額とする。

## 【7月10日回答内容( $Q6 \sim Q20$ )】

- **Q**6 企画提案を行う20以上の地域における取組みについて、どの程度具体的に記載する必要があるのか。
- A6 展開する事業の内容及び開催場所、当該地域における芸術団体等との連携・協力体制、都道府県等の文化行政関係者との連携・協力体制等について記載していただきたい。
- Q7 全国25程度の地域の事業を全て受託者が企画する必要があるのか。
- A7 各地域におけるニーズや芸術団体・文化行政関係者等からの提案等を踏まえ、第三者に事業の企画・実施を行わせることがより効率的・効果的と判断できる場合は、受託者から第三者へ再委託することが可能である。
- **Q8** 本事業でいう「地域」とは、都道府県単位、市町村単位のどちらになるのか。
- A8 本事業は、実施地域における文化関係団体・芸術家・アマチュアを含む芸術団体等が広く参画できる事業内容を求めているため、少なくとも都道府県単位を想定しており、行政区域問わず広く参加ができる企画内容を想定している。したがって、1都道府県内の2市区町村で事業を行う場合、1地域に相当すると考えている。なお、1地域における事業数について制限は設けていない。
- Q9 企画提案を行う事業は全て新規事業である必要があるのか。
- A9 企画提案者が必要な連携体制を構築した上で、事業趣旨に合致するものであれば、主催者が他団体である既存事業を活用することも可能と考える。なお、元の主催者名を併記することは構わないが、文化庁の委託事業である旨を明記する必要がある。
- Q10 個人や任意団体等でも応募可能か。
- A10 本事業に企画提案を行う団体については、芸術団体又は複数の芸術団体 を構成員とする統括団体であり、定款・寄附行為・規約において、文化の振 興又は舞台芸術等に係る公演・展示等の実施を主たる目的とする我が国の 法人が応募対象となる。個人や任意団体等の本事業の参加については、受託 者が事業を展開する地域における文化芸術活動の連携先として参画するこ とができる。
- Q11 企画提案に必要な団体の要件における「芸術団体」の定義は。
- A11 定款・寄附行為・規約において、文化の振興又は舞台芸術等に係る公演・展示等の実施を主たる目的とする我が国の法人とする。

- Q12 企画提案を行う団体の要件である「複数の芸術団体を構成員とする統括 団体」については、既存の法人の他に実行委員会も対象となるのか。
- A12 Q11 と同様で、定款・寄附行為・規約において、文化の振興又は舞台芸術等に係る公演・展示等の実施を主たる目的とする我が国の法人としており、実行委員会形式での企画提案は対象としていない。実行委員会で構成する芸術団体又は複数の芸術団体を構成員とする統括団体に提案いただきたい。
- Q13 各地域における事業すべてを再委託してもよいのか。
- A13 委託契約の全部を一括して再委託することは禁止している。また、受託者ではなく第三者に行わせる方が効果的・効率的であるなど、合理的な理由がある場合には、委託契約締結時にあらかじめ業務計画書に再委託に関する事項を記載するか、委託契約締結後に文化庁への再委託承認申請を行った上、再委託を行うことができる。なお、受託者が支出額の50%以上を同一の者に発注又は依頼し、支出することは認められない。
- Q14 小さな会場 (ライブハウス等) での開催事業も対象となるか。
- A14 会場の規模・種類は任意だが、特定の関係者のみならず、プロの芸術家・ 文化芸術団体や生徒・アマチュア等を含む幅広い参加者を募ることができ る会場を想定している。
- Q15 海外公演は対象となるか。
- A15 想定していない。
- Q16 一般管理費の10%の上限は何に対する10%なのか。
- A16 仕様書にあるとおり、<総事業費-再委託費>×10%が上限となる(再 委託も同様)。
- Q17 委託契約費の振込はいつになるのか。
- A17 原則精算払いとなるが、資金計画を提出し協議の上、必要が認められる場合は、概算払いが可能である。ただし、精算時に過払いが発生した場合は、返納していただく必要がある。
- Q18 委託契約費は税込額になるのか。
- A18 税込額である。
- Q19 契約締結後、再委託者の辞退や変更が発生した場合はどうすればよいのか。

A19 委託契約締結時には予見できなかった事態の発生や、社会情勢の変化などにより契約締結時に定めた業務計画の変更を行う必要がある場合は、委託変更契約の締結等を協議していくことになる。